

第3節 補則（第11条）

第11条（他の法律の適用）

（他の法律の適用）

第11条 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力については、この法律の規定によるほか、民法及び商法（明治32年法律第48号）の規定による。

2 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力について民法及び商法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

I 第1項

1 趣旨

本項は、本法が民法及び商法に加えて、消費者契約の特性に鑑み消費者契約の取消しを認めたり、消費者契約の条項の効力を否定したりする新たな制度を導入するものであり、本法に特段の定めがない事項については、民法及び商法の規定が適用されることを明らかにしている。

2 条文の解釈

（1）「消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し」

法第4条は、消費者が事業者の一定の行為により誤認又は困惑したことによって消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合に、当該意思表示を取り消すことができることを定めている。

（2）「消費者契約の条項の効力」

本法は、消費者契約においては、法第8条から第10条の規定に該当する契約条項については無効となることを定めている。

（3）「この法律の規定によるほか、民法及び商法の規定による。」

契約の取消し及び契約条項の効力につき、本法に特段の定めがない事項については、民法及び商法の規定が適用されることを明らかにしているが、これには2つの内容が含まれている。

① 1つ目は、本法に特段の定めがない事項について、補充的に民法及び商法の規定が適用されるという点である。

法第4条の規定に関するものとして、民法第120条（取消権者）、第121条（取消しの効果）、第122条（取り消すことができる行為の追認）、第123条（取消し及び追認の方法）、第124条（追認の要件）及び第125条（法定追認）の規定がある。

すなわち、取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者（消費者）、その代理人又は承継人に限り、取り消すことができる（民法第120条）。取り消すことができる行為の相手方が確定している場合には、その取消し又は追認は相手方に対する意思表示によってする（民法第123条）。

また、取り消すことができる行為は、取消権者が追認した時は、初めから有効なものと同みなされ、取消しができなくなる。ただし、追認によって第三者の権利を害することはできない（民法第122条）。追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後に行なわなければならない（民法第124条第1項）。

取消しの原因となっていた状況が消滅した後（この意義については、法第7条第1項の解説2（1）を参照）に、取り消すことのできる行為につき、次の事実があったときは、追認をなしたものとみなされ（法定追認）、取消しができなくなる。ただし、消費者が異議をとどめたときは、この限りでない（民法第125条）。

ア 全部又は一部の履行

イ 履行の請求

ウ 更改

エ 担保の供与

オ 取り消すことができる行為によって取得した権利の全部又は一部の譲渡

カ 強制執行

これらが、具体的に何を意味するかについては、民法の解釈や判例による。例えば、上記アについて、判例では、取消権者が債務者として自ら履行する場合だけでなく、債権者として相手方の履行を受領する場合をも含むとされている（大判昭和8年4月28日民集12巻1040頁）。

また、法第8条から第10条までの規定に関するものとして、商法第739条（船舶所有者の過失による損害賠償責任・堪航能力がないことによる損害賠償責任）の規定がある。

② 2つ目は、本法の規定と民法及び商法の規定が競合する場合には、前者が優先的に適用されるという点である。

例えば、民法第572条（請負契約については第640条）によると、知っていて告げなかった事実について瑕疵担保責任を負わない旨の特約は無効となり、損害賠償責任を免れることはできないが、本法では、およそ瑕疵があるときには、それにより生じた損害賠償責任は免除できないとされているため、知っていて告げない瑕疵による損害について賠償請求するときには、本法が適用される。

また、商法第739条の船員その他の使用人の悪意又は重過失による船舶所有者の損害賠償責任についても同様である。

なお、商法は民法の特別法として、商人及び商行為に関して特則を置いているが、商法は商人間取引だけでなく、商人と商人でない者の間の取引についても適用されるため、事業者と消費者との間で適用される契約についても、商法が適用される場合がある。しかし、商法はア、営利主義、イ、取引の円滑確実化、ウ、企業の維持強化をその特色としており、当事者の一方が消費者である場合でも消費者利益の確保という観点からの規定は設けられていない。そこで、両者が抵触する場合には、本法の立法趣旨に照らし、本法の定めを優先させることとしている。

II 第2項

1 趣旨

民法及び商法以外の個別法の私法規定のなかには、本法の規定に抵触するものが存在する。個別法は、当該業種の取引の特性や実情、契約当事者の利益等を踏まえたうえで取引の適正化を図ることを目的として規定されたものであるため、本項は、消費者契約を幅広く対象とする本法の規定と個別法の私法規定とが抵触する場合には、原則として後者が優先的に適用されることを明らかにする。

2 条文の解釈

(1) 「消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し」

第1項2(1)の解説の趣旨と同様である。

(2) 「消費者契約の条項の効力」

第1項2(2)の解説の趣旨と同様である。

(3) 「民法及び商法以外の他の法律に別段の定めがあるとき」

民法及び商法以外に、様々な分野について当該業種の取引の特性や実情、契約当事者の利益等を踏まえた個別法が制定されている。その個別法の私法規定のなかには、消費者保護の観点から、契約の成立を否定したり、契約の条項の効力を否定したりする規定、あるいは、事業の特性に鑑み事業者の責任を軽減するような規定が存在する。「別段の定め」とは、このように、本法の規定と要件が重なっていることにより、抵触する個別法の私法規定を指す。これらの規定については、どちらの規定を適用するかで結論が異なる場合があるため、いずれの規定が優先的に適用されるのかを定める必要がある。一方、要件が全く重ならない個別法の規定については本法の規定と競合的に適用される。

(4) 法第4条の規定と個別法の私法規定との関係

個別法の私法規定の中で法第4条の規定と要件が重なっていることにより抵触すると考えられるものは、存在しない。したがって、法第4条の規定と個別法の私法規定とは、競合的に適用される。例えば、法第4条の規定における消費者の取消権については、種々の個別法（例：特定商取引法、割賦販売法）におけるクーリング・オフ権や特定継続的役務提供についての中途解約権と競合的に行使すること（注）ができるとしても、これら個別法の立法趣旨を害するものではない。したがって、前記（3）にいう別段の定めには当たらない。

（注）例えば、ある事案において、個別法により、当該契約について契約締結後8日以内にクーリング・オフできるとの規定があれば、消費者はその個別法の規定によりクーリング・オフできる。一方、同一事案において、本法第4条の要件にも該当する場合には、消費者は本法第4条に基づき取消しを主張することができる。つまり、契約締結後8日以内であれば、消費者は、クーリング・オフを選択することも、本法第4条の規定による契約の申込みの取消しを選択することも可能である。「競合的」とは、以上のような趣旨である。

また、消費者が法第4条の規定を適用し当該契約を取り消した後は、クーリング・オフの規定を適用することはできなくなる。逆にクーリング・オフの規定により契約を解除した後も、本条第4条の規定を適用することはできなくなる。

(5) 法第8条から第10条の規定と個別法の私法規定との関係

個別法の私法規定のなかには、本法の規定と抵触する規定が存在する。

個別法は、当該業種の取引の特性や実情、契約当事者の利益等を踏まえたうえで対応を行うことを目的として規定されたものであり、消費者契約を幅広く対象とする本法の規定と個別法の私法規定が抵触する場合があるが、個別法が優先されるものとする。

なお、個別法の規定は適用範囲を限定しているため、その適用範囲に含まれない部分については、消費者契約である限り、本法の規定が適用される。また、個別法の規定に抵触しない本法の規定については、個別法の適用範囲であっても、消費者契約である限り、適用される。

例えば「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年法律第137号）には、特定電気通信役務提供者（以下プロバイダー等とする）の損害賠償責任に関する規定がおかれているが、消費者とプロバイダー等との契約において、プロバイダー等の債務不履行による損害賠償責任及び不法行為による損害賠償責任を免除する条項が定められていても、当該条項が同法第3条及び第4条第4項によって有効になるわけではなく、同法の規定は法第8条には抵触しない。

3 本法の規定と抵触する規定の例

(1) 具体例

① 国際海上物品運送法（昭和 32 年法律第 172 号）

（運送品に関する注意義務）

第 3 条 運送人は、自己又はその使用する者が運送品の受取、船積、積付、運送、保管、荷揚及び引渡につき注意を怠ったことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責を負う。

第 4 条 運送人は、前条の注意が尽くされたことを証明しなければ、同条の責を免かれることができない。

（損害賠償の額及び責任の限度の特例）

第 10 条 運送人は、運送品に関する損害が、自己の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為により生じたものであるときは、第 8 条及び前条第 1 項から第 4 項までの規定にかかわらず、一切の損害を賠償する責任を負う。

（特約禁止）

第 11 条 第 3 条から第 5 条まで、若しくは第 7 条から前条まで又は商法第 585 条、第 759 条若しくは第 760 条の規定に反する特約で、荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に不利益なものは、無効とする。運送品の保険契約によって生ずる権利を運送人に譲渡する契約その他これに類似する契約も、同様とする。

これらの規定は、運送人は自己又はその使用する者に過失がないことを証明しなければ責任を免除することができないこと、運送人に故意等があるときには損害賠償責任を制限することができないことを定め、これらに反する特約で荷送人等に不利益なものを無効とするものであり、法第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定とほぼ同様の責任を課すものであるが、法第 8 条の規定と要件が抵触する。

国際海上物品運送法のこれらの規定は国際海上物品運送の特性を踏まえて設けられたものであり、この場合においては、これらの規定が優先して適用され、本法の規定は適用されないこととなる。

② 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）

（住宅の新築工事の請負人の^{かし}瑕疵担保責任の特例）

第 94 条 住宅を新築する建設工事の請負契約（以下「住宅新築請負契約」という。）においては、請負人は、注文者に引き渡した時から 10 年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の侵入を防止する部分として政令で定めるもの（次条において「住宅の構造耐力上主要な部分等」という。）の^{かし}瑕疵（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。次条において同じ。）について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 634 条第 1 項及び第 2 項前段に規定する担保の責任を負う。

2 前項の規定に反する特約で注文者に不利なものは、無効とする。

この規定は、住宅新築請負契約については、請負人は住宅の構造耐力上主要な部分等については、10 年間瑕疵担保責任を負うこととし、これに反する特約を無効と

するものであり、法第8条第1項第5号の規定より厳しい責任を事業者に課す規定である。

住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条の規定は住宅新築請負契約の特性を踏まえて設けられたものであり、この場合においては、この規定が優先して適用され、本法の規定は適用されないこととなる。しかし、住宅の構造耐力上主要な部分等以外についての瑕疵については、本法の規定が適用され得る。

③ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）

（損害賠償額の予定等の制限）

第38条 宅地建物取引業者がみずから売主となる宅地又は建物の売買契約において、当事者の債務の不履行を理由とする契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定めるときは、これらを合算した額が代金の額の10分の2をこえることとなる定めをしてはならない。
2 前項の規定に反する特約は、代金の額の10分の2をこえる部分について、無効とする。

この規定は、宅地建物取引業者が自ら売主となる宅地又は建物の売買契約については、宅地建物取引業者は当事者の債務の不履行を理由とする契約の解除に伴う損害賠償額の予定等については代金の20%を上限とし、20%を超える部分については無効とするものであり、法第9条第1号の規定と要件が抵触する。

宅地建物取引業法第38条の規定は宅地建物取引の特性を踏まえて設けられたものであり、この場合においては、この規定が優先して適用され、本法の規定は適用されないこととなる。

④ 割賦販売法（昭和36年法律第159号）

（契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第30条の3

2 包括信用購入あっせん業者は、前項の契約について第30条の2の3第1項第2号の支払分の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額から既に支払われた同号の支払分の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

この規定は、包括信用購入あっせん業者は、包括信用購入あっせんに係る契約においては、購入者の支払義務が履行されない場合に一定の金額以上の損害賠償を請求することができないという趣旨であるが、本法第9条第2号の規定と要件が抵触している。

割賦販売法第30条の3第2項の規定は包括信用購入あっせんに係る契約の特性を踏まえて設けられたものであり、この場合においては、この規定が優先して適用され、本法の規定は適用されないこととなる。しかし、包括信用購入あっせんに該

当しない場合、例えば、二月払購入あっせん（典型的にはマンスリークリア）の場合や本条が適用されないリボルビング方式の場合については、法第9条第2号の規定が適用され得る。

（契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第35条の3の18

2 個別信用購入あっせん業者は、前項の契約について第35条の3の8第3号の支払分の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額から既に支払われた同号の支払分の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供者を受ける者に対して請求することができない。

この規定は、個別信用購入あっせん業者は、個別信用購入あっせんに係る契約においては、購入者の支払義務が履行されない場合に一定の金額以上の損害賠償を請求することができないという趣旨であるが、法第9条第2号の規定と要件が抵触している。割賦販売法第35条の3の18第2項の規定は個別信用購入あっせんに係る契約の特性を踏まえて設けられたものであり、この場合においては、この規定が優先して適用され、本法の規定は適用されないこととなる。

しかし、個別信用購入あっせんに該当しない場合、例えば、個別クレジット契約時から2か月以内に最終の支払期限が設定されている場合等については、法第9条第2号の規定が適用され得る。

⑤ 利息制限法（昭和29年法律第100号）

（賠償額の予定の制限）

第4条 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第1条に規定する率の1.46倍（注1）を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

2 前項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

（注1）元本10万円未満の場合は年29.2%、元本10万円以上100万円未満の場合は年26.28%、元本100万円以上の場合は年21.9%となる。

（賠償額の予定の特則）

第7条 第4条第1項の規定にかかわらず、営業的金銭消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が年2割を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

2 第4条第2項の規定は、前項の賠償額の予定について準用する。

利息制限法第4条及び第7条の規定は、金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定又は違約金については、元本の額に応じ一定の額を超える部分を無効とするものであり、法第9条第2号の規定と要件が抵触している。

上記両規定は金銭を目的とする消費貸借契約の特性を踏まえてそれぞれ設けられたものであり、この場合においては、上記両規定が優先して適用され、本法の規定

は適用されないことになる。

(2) その他の例 (第8条関係)

郵便法 (昭和22年法律第165号)

第50条 (損害賠償の範囲) 会社は、この法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に従つて差し出された郵便物が次の各号のいずれかに該当する場合には、その損害を賠償する。

- 一 書留とした郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき。
- 二 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき。
- 2 前項の場合における賠償金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 書留 (第45条第4項の規定によるものを除く。次号において同じ。) とした郵便物の全部を亡失したとき 申出のあつた額 (同条第3項の場合は、同項の郵便約款の定める額を限度とする実損額)
 - 二 書留とした郵便物の全部若しくは一部をき損し、又はその一部を亡失したとき 申出のあつた額を限度とする実損額
 - 三 第45条第4項の規定による書留とした郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき 同項の郵便約款の定める額を限度とする実損額
 - 四 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき 引換金額

第51条 (免責) 前条第1項に規定する損害が差出人若しくは受取人の過失又は当該郵便物の性質若しくは欠陥により発生したものであるときは、会社は、同項の規定にかかわらず、その損害を賠償しない。

第52条 (郵便物の無損害の推定) 郵便物を交付する際外部に破損の跡がなく、かつ、重量に変わりがなるときは、その郵便物に損害が生じていないものと推定する。

第54条 (郵便物受取による損害賠償請求権の消滅) 郵便物の受取人又は差出人は、その郵便物を受け取つた後、又は前条第1項の規定により受取を拒んだ場合において、同条第2項に規定する期間内に正当の事由なく同条第1項の求めに応じなかつたときは、その郵便物に生じた損害につき、損害賠償の請求をすることができない。

国際海上物品運送法 (昭和32年法律第172号)

(航海に堪える能力に関する注意義務)

第5条 運送人は、発航の当時次に掲げる事項を欠いたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負う。ただし、運送人が自己及びその使用する者がその当時当該事項について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

- 一 船舶を航海に堪える状態に置くこと。
- 二 船員の乗組み、船舶の艙装及び需品の補給を適切に行うこと。
- 三 船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入れ、運送及び保存に適する状態に置くこと。

(責任の限度)

第9条 運送品に関する運送人の責任は、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を限度とする。

- 一 滅失、損傷又は延着に係る運送品の包又は単位の数に一計算単位の666.67倍を乗じて得た金額
- 二 前号の運送品の総重量について1キログラムにつき1計算単位の2倍を乗じて得た金額
- 2 前項各号の1計算単位は、運送人が運送品に関する損害を賠償する日において公表されている最終のものとする。
- 3 運送品がコンテナ、パレットその他これらに類する輸送用器具 (以下この項において「コンテナ等」という。) を用いて運送される場合における第1項の規定の適用については、その

運送品の包若しくは個品の数又は容積若しくは重量が船荷証券又は海上運送状に記載されているときを除き、コンテナ等の数を包又は単位の数とみなす。

- 4 運送品に関する運送人の被用者の責任が、第16条第3項の規定により、同条第1項において準用する前3項の規定により運送人の責任が軽減される限度で軽減される場合において、運送人の被用者が損害を賠償したときは、前3項の規定による運送品に関する運送人の責任は、運送人の被用者が賠償した金額の限度において、更に軽減される。
- 5 前各項の規定は、運送品の種類及び価額が、運送の委託の際荷送人により通告され、かつ、船荷証券が交付されるときは、船荷証券に記載されている場合には、適用しない。
- 6 前項の場合において、荷送人が実価を著しく超える価額を故意に通告したときは、運送人は、運送品に関する損害については、賠償の責任を負わない。
- 7 第5項の場合において、荷送人が実価より著しく低い価額を故意に通告したときは、その価額は、運送品に関する損害については、運送品の価額とみなす。
- 8 前2項の規定は、運送人に悪意があつた場合には、適用しない。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）

（船舶の所有者等の責任の制限）

第3条 船舶所有者等又はその被用者等は、次に掲げる債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。

- 一 船舶上で又は船舶の運航に直接関連して生ずる人の生命若しくは身体が害されることによる損害又は当該船舶以外の物の滅失若しくは損傷による損害に基づく債権
 - 二 運送品、旅客又は手荷物の運送の遅延による損害に基づく債権
 - 三 前2号に掲げる債権のほか、船舶の運航に直接関連して生ずる権利侵害による損害に基づく債権（当該船舶の滅失又は損傷による損害に基づく債権及び契約による債務の不履行による損害に基づく債権を除く。）
 - 四 前条第2項第3号に掲げる措置により生ずる損害に基づく債権（当該船舶所有者等及びその被用者等有する債権を除く。）
 - 五 前条第2項第3号に掲げる措置に関する債権（当該船舶所有者等及びその被用者等有する債権並びにこれらの者との契約に基づく報酬及び費用に関する債権を除く。）
- 2 救助者又はその被用者等は、次に掲げる債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。
- 一 救助活動に直接関連して生ずる人の生命若しくは身体が害されることによる損害又は当該救助者に係る救助船舶以外の物の滅失若しくは損傷による損害に基づく債権
 - 二 前号に掲げる債権のほか、救助活動に直接関連して生ずる権利侵害による損害に基づく債権（当該救助者に係る救助船舶の滅失又は損傷による損害に基づく債権及び契約による債務の不履行による損害に基づく債権を除く。）
 - 三 前条第2項第3号に掲げる措置により生ずる損害に基づく債権（当該救助者及びその被用者等有する債権を除く。）
 - 四 前条第2項第3号に掲げる措置に関する債権（当該救助者及びその被用者等有する債権並びにこれらの者との契約に基づく報酬及び費用に関する債権を除く。）
- 3 船舶所有者等若しくは救助者又は被用者等は、前2項の債権が、自己の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為によつて生じた損害に関するものであるときは、前2項の規定にかかわらず、その責任を制限することができない。
- 4 船舶所有者等又はその被用者等は、旅客の損害に関する債権については、第1項の規定にかかわらず、その責任を制限することができない。

第4条 次に掲げる債権については、船舶所有者等及び救助者は、その責任を制限することができない。

- 一 海難の救助又は共同海損の分担に基づく債権
- 二 船舶所有者等の被用者でその職務が船舶の業務に関するもの又は救助者の被用者でその

職務が救助活動に関するものの使用者に対して有する債権及びこれらの者の生命又は身体が害されることによつて生じた第三者の有する債権

質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）
（質物が滅失した場合等の措置）

第 20 条

3 質屋は、その責に帰すべき事由に因り、質物が滅失し、若しくはき損し、又は盗難にかつた場合における質置主の損害賠償請求権をあらかじめ放棄させる契約をすることはできない。

駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）

第 16 条 路外駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることができない。

鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）

第 11 条ノ 2 要償額ノ表示アル託送手荷物又ハ運送品ノ滅失又ハ毀損ニ因ル損害ニ付賠償ノ責ニ任スル場合ニ於テハ鉄道ハ表示額ヲ限度トシテ一切ノ損害ヲ賠償スル責ニ任ス此ノ場合ニ於テ鉄道ハ損害額カ左ノ額ニ達セサルコトヲ証明スルニ非サレハ左ノ額ノ支払ヲ免ルルコトヲ得ス

一 全部滅失ノ場合ニ於テハ表示額

二 一部滅失又ハ毀損ノ場合ニ於テハ引渡アリタル日（延著シタルトキハ引渡期間末日）ニ於ケル到達地ノ価格ニ依リ計算シタル価格ノ減少割合ヲ表示額ニ乗シタル額

2 託送手荷物、高価品又ハ動物ニ付テハ託送ノ際旅客又ハ荷送人カ要償額ノ表示ヲ為ササル場合ニ於テハ鉄道ハ鉄道運輸規程ノ定ムル最高金額ヲ超エ其ノ滅失又ハ毀損ニ因ル損害ヲ賠償スル責ニ任セス

3 前 2 項ノ賠償額ノ制限ハ託送手荷物又ハ運送品カ鉄道ノ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リテ滅失又ハ毀損シタル場合ニハ之ヲ適用セス

第 12 条 引渡期間満了後託送手荷物又ハ運送品ノ引渡ヲ為シタル場合ニ於テハ延著トス

2 引渡期間ハ鉄道運輸規程ノ定ムル所ニ依ル

3 延著ニ因ル損害ニ付賠償ノ責ニ任スル場合ニ於テハ鉄道ハ左ノ額ヲ限度トシテ鉄道運輸規程ノ定ムル所ニ依リ一切ノ損害ヲ賠償スル責ニ任ス

一 要償額ノ表示アルトキハ其ノ表示額

二 要償額ノ表示ナキトキハ其ノ運賃額

4 前項ノ賠償額ノ制限ハ託送手荷物又ハ運送品カ鉄道ノ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リテ延著シタル場合ニハ之ヲ適用セス

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）

（瑕疵担保責任についての特約の制限）

第 40 条 宅地建物取引業者は、自ら売主となる宅地又は建物の売買契約において、その目的物の瑕疵を担保すべき責任に関し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 570 条において準用する同法第 566 条第 3 項に規定する期間についてその目的物の引渡しの日から 2 年以上となる特約をする場合を除き、同条に規定するものより買主に不利となる特約をしてはならない。

2 前項の規定に反する特約は、無効とする。

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）

（新築住宅の売主の瑕疵担保責任の特例）

第 95 条 新築住宅の売買契約においては、売主は、買主に引き渡した時（当該新築住宅が住宅新

築請負契約に基づき請負人から当該売主に引き渡されたものである場合にあっては、その引渡しの際から10年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵について、民法第570条において準用する同法第566条第1項並びに同法第634条第1項及び第2項前段に規定する担保の責任を負う。この場合において、同条第1項及び第2項前段中「注文者」とあるのは「買主」と、同条第1項中「請負人」とあるのは「売主」とする。

2 前項の規定に反する特約で買主に不利なものは、無効とする。

(3) その他の例 (第9条関係)

① 第1号に関係するもの

割賦販売法 (昭和36年法律第159号)

(個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回等)

第35条の3の10 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者 (以下この条において「申込者等」という。) は、書面により、申込みの撤回等 (次の各号の個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は次の各号の個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除をいう。以下この条において同じ。) を行うことができる。ただし、前条第3項の書面を受領した日 (その日前に同条第1項の書面を受領した場合にあっては、当該書面を受領した日) から起算して8日を経過したとき (申込者等が、個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん業者が個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し、若しくは申込みの撤回等を妨げるため、申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん業者が個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結させ、若しくは申込みの撤回等を妨げるため、威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は当該個別信用購入あつせん業者が経済産業省令・内閣府令で定めるところにより申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日を経過したとき) は、この限りでない。

一 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が営業所等以外の場所において個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みを受けた場合 当該申込みをした者

二 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が営業所等において個別信用購入あつせん関係特定顧客から個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みを受けた場合 当該申込みをした者

三 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が個別信用購入あつせん関係電話勧誘顧客から当該個別信用購入あつせん関係販売契約又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みを郵便等により受けた場合 当該申込みをした者

四 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が営

業所等以外の場所において個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約を締結した場合（個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者の営業所等において当該契約の申込みを受けた場合を除く。）当該契約の相手方

- 五 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が営業所等において個別信用購入あつせん関係特定顧客と個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約を締結した場合 当該契約の相手方
- 六 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が個別信用購入あつせん関係電話勧誘顧客と当該個別信用購入あつせん関係販売契約又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約を郵便等により締結した場合 当該契約の相手方
- 3 申込みの撤回等があつた場合においては、個別信用購入あつせん業者は、当該申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- 6 前項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みが撤回され、又は個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約が解除されたものとみなされた場合においては、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- 15 第1項から第3項まで、第5項から第7項まで及び第9項から前項までの規定に反する特約であつて申込者等に不利なものは、無効とする。

特定商取引法（昭和51年法律第57号）

（訪問販売における契約の申込みの撤回等）

第9条

- 3 申込みの撤回等があつた場合においては、販売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- 8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

（電話勧誘販売における契約の申込みの撤回等）

第24条

- 3 申込みの撤回等があつた場合においては、販売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- 8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

（連鎖販売契約の解除等）

第40条 連鎖販売業を行う者がその連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結した場合におけるその連鎖販売契約の相手方（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんで店舗等によらないで行う個人に限る。以下この章において「連鎖販売加入者」という。）は、第37条第2項の書面を受領した日（その連鎖販売契約に係る特定負担が再販売をする商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。以下この項において同じ。）の購入についてのものである場合において、その連鎖販売契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡しを受けた日とその受領した日後であるときは、その引渡しを受けた日。次条第1項において同じ。）から起算して20日を経過したとき（連鎖販売加入者が、統括者若しくは勧誘者が第34条第1項の規定に違反し若しくは一般連鎖販売業者が同条第2項の規定に違反してこの項の規定による連鎖販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでにこの項の規定による連鎖販売契約の解除を行わなかつた場合には、当該連鎖販売加入者が、その連鎖販売業に係る統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が主務省令で定めるところによりこの項の規定による当該連鎖販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して20日を経過したとき）を除き、書面

によりその連鎖販売契約の解除を行うことができる。この場合において、その連鎖販売業を行う者は、その連鎖販売契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 前3項の規定に反する特約でその連鎖販売加入者に不利なものは、無効とする。

(特定継続的役務提供等契約の解除等)

第48条

4 第1項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除又は第2項の規定による関連商品販売契約の解除があつた場合においては、役務提供事業者若しくは販売業者又は関連商品の販売を行つた者は、当該解除に伴う損害賠償若しくは違約金の支払を請求することができない。

8 前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。

(業務提供誘引販売契約の解除)

第58条 業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結した場合におけるその業務提供誘引販売契約の相手方(その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人に限る。以下この条から第58条の3までにおいて「相手方」という。)は、第55条第2項の書面を受領した日から起算して20日を経過したとき(相手方が、業務提供誘引販売業を行う者が第52条第1項の規定に違反してこの項の規定による業務提供誘引販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は業務提供誘引販売業を行う者が同条第2項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでにこの項の規定による業務提供誘引販売契約の解除を行わなかつた場合には、相手方が、当該業務提供誘引販売業を行う者が主務省令で定めるところによりこの項の規定による当該業務提供誘引販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して20日を経過したとき)を除き、書面によりその業務提供誘引販売契約の解除を行うことができる。この場合において、その業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 前3項の規定に反する特約でその相手方に不利なものは、無効とする。

特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和61年法律第62号)

(預託等取引契約の解除等)

第8条 預託者は、第3条第2項の書面を受領した日から起算して14日を経過したときを除き、書面により預託等取引契約の解除を行うことができる。この場合において、預託等取引業者は、当該預託等取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 前3項の規定に反する特約で預託者に不利なものは、無効とする。

第9条

2 預託等取引業者は、預託等取引契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該預託等取引契約が締結された時における当該特定商品又は施設利用権の価額の100分の10に相当する額を超える額の金銭の支払を預託者に対して請求することができない。この場合において、第3条第2項の書面に記載された商品又は施設利用権の価額は、預託等取引契約が締結された時における当該特定商品又は施設利用権の価額と推定する。

3 前2項の規定に反する特約で預託者に不利なものは、無効とする。

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成4年法律第53号)

(会員契約の解除等)

第12条 会員は、第5条第2項の書面を受領した日から起算して8日を経過したときを除き、書面により会員契約の解除を行うことができる。この場合において、会員制事業者は、当該会員契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 前3項の規定に反する特約で会員に不利なものは、無効とする。

保険業法（平成7年法律第105号）

（保険契約の申込みの撤回等）

第309条

- 5 保険会社等又は外国保険会社等は、保険契約の申込みの撤回等があった場合には、申込者等に対し、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金その他の金銭の支払を請求することができない。ただし、第1項の規定による保険契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する保険料として内閣府令で定める金額については、この限りでない。
- 10 第1項及び第4項から前項までの規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）

（応募株主等による契約の解除）

第27条の12

- 3 第1項の規定により応募株主等による契約の解除があつた場合においては、公開買付者は、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないものとし、応募株券等（応募株主等が公開買付けに応じて売付け等をした株券等をいう。以下この節において同じ。）を金融商品取引業者又は銀行等に管理させているときは、その返還に要する費用は、公開買付者の負担とする。

（書面による解除）

第37条の6

- 3 金融商品取引業者等は、第1項の規定による金融商品取引契約の解除があつた場合には、当該金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- 5 前各項の規定に反する特約で顧客に不利なものは、無効とする。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）

（事務所等以外の場所においてした買受けの申込みの撤回等）

- 第37条の2** 宅地建物取引業者が自ら売主となる宅地又は建物の売買契約について、当該宅地建物取引業者の事務所その他国土交通省令・内閣府令で定める場所（以下この条において「事務所等」という。）以外の場所において、当該宅地又は建物の買受けの申込みをした者又は売買契約を締結した買主（事務所等において買受けの申込みをし、事務所等以外の場所において売買契約を締結した買主を除く。）は、次に掲げる場合を除き、書面により、当該買受けの申込みの撤回又は当該売買契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。この場合において、宅地建物取引業者は、申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

一 買受けの申込みをした者又は買主（以下この条において「申込者等」という。）が、国土交通省令・内閣府令の定めるところにより、申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について告げられた場合において、その告げられた日から起算して8日を経過したとき。

二 申込者等が、当該宅地又は建物の引渡しを受け、かつ、その代金の全部を支払ったとき。

- 4 前3項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

（手附の額の制限等）

- 第39条** 宅地建物取引業者は、みずから売主となる宅地又は建物の売買契約の締結に際して、代金の額の10分の2をこえる額の手附を受領することができない。

2 宅地建物取引業者が、みずから売主となる宅地又は建物の売買契約の締結に際して手附を受領したときは、その手附がいかなる性質のものであつても、当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主はその手附を放棄して、当該宅地建物取引業者はその倍額を償還して、契約

の解除をすることができる。

- 3 前項の規定に反する特約で、買主に不利なものは、無効とする。

不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）

（書面による解除）

第26条

- 3 第1項の規定による解除があった場合には、当該不動産特定共同事業者は、その解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

- 4 前3項の規定に反する特約で事業参加者に不利なものは、無効とする。

② 第2号に係るもの

割賦販売法（昭和36年法律第159号）

（契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第6条

- 2 割賦販売業者は、前項の契約について賦払金の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の割賦販売価格又は当該役務の割賦提供価格に相当する額から既に支払われた賦払金の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

（注）法定利率については商法第514条の商事法定利率年6分が適用になる。

（契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第30条の3

- 2 包括信用購入あつせん業者は、前項の契約について第30条の2の3第1項第2号の支払分の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額から既に支払われた同号の支払分の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

（契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第35条の3の18

- 2 個別信用購入あつせん業者は、前項の契約について第35条の3の8第3号の支払分の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額から既に支払われた同号の支払分の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

特定商取引法（昭和51年法律第57号）

（訪問販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第10条

- 2 販売業者又は役務提供事業者は、第5条第1項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約についての代金又はその役務提供契約についての対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合（売買契約又は役務提供契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率によ

る遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

(電話勧誘販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第 25 条

2 販売業者又は役務提供事業者は、第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約についての代金又はその役務提供契約についての対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合（売買契約又は役務提供契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

(業務提供誘引販売契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第 58 条の 3

2 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の締結をした場合において、その業務提供誘引販売契約に係る商品の代金又は役務の対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合（業務提供誘引販売契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を相手方に対して請求することができない。

(訪問購入における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第 58 条の 16

2 購入業者は、第 58 条の 8 第 1 項各号のいずれかに該当する売買契約の締結をした場合において、その売買契約についての物品の引渡しの義務が履行されない場合（売買契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払をその売買契約の相手方に対して請求することができない。

- 一 履行期限後に当該物品が引き渡された場合当該物品の通常の使用料の額（当該物品の購入価格に相当する額から当該物品の引渡しの際における価額を控除した額が通常の使用料の額を超えるときは、その額）
- 二 当該物品が引き渡されない場合当該物品の購入価格に相当する額

矯正医官修学資金貸与法（昭和 36 年法律第 23 号）

(延滞利息)

第 11 条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 14.5 パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

公衆衛生修学資金貸与法（昭和 32 年法律第 65 号）

(延滞利息)

第 11 条 修学資金の貸与を受けた者は、正当の理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 14.5 パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）

(支払遅延に対する遅延利息の額)

第 8 条 国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到

来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(注) 年 2.8% (昭和 24 年大蔵省告示第 991 号、平成 28 年 3 月 8 日財務省告示第 58 号改正)

③ 第 1 号、第 2 号のいずれにも関係するもの

割賦販売法 (昭和 36 年法律第 159 号)

(契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第 6 条 割賦販売業者は、第 2 条第 1 項第 1 号に規定する割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約が解除された場合 (第 3 項及び第 4 項に規定する場合を除く。) には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

- 一 当該商品又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額 (当該商品又は当該権利の割賦販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額)
- 二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の割賦販売価格に相当する額
- 三 当該商品又は当該権利を販売する契約又は当該役務を提供する契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 (次号に掲げる場合を除く。) 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額
- 四 当該役務が特定商取引に関する法律 (昭和 51 年法律第 57 号) 第 41 条第 2 項に規定する特定継続的役務に該当する場合であつて、当該役務を提供する契約の同法第 49 条第 1 項の規定に基づく解除が当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として当該役務ごとに同条第 2 項第 2 号の政令で定める額
- 五 当該役務を提供する契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 (次号に掲げる場合を除く。) 提供された当該役務の対価に相当する額に、当該役務の割賦提供価格に相当する額から当該役務の現金提供価格に相当する額を控除した額を加算した額
- 六 当該役務が特定商取引に関する法律第 41 条第 2 項に規定する特定継続的役務に該当する場合であつて、当該役務を提供する契約の同法第 49 条第 1 項の規定に基づく解除が当該役務の提供の開始後である場合 次の額を合算した額
 - イ 提供された当該役務の対価に相当する額に、当該役務の割賦提供価格に相当する額から当該役務の現金提供価格に相当する額を控除した額を加算した額
 - ロ 当該役務を提供する契約の解除によつて通常生ずる損害の額として当該役務ごとに同条第 2 項第 1 号ロの政令で定める額

(注) 法定利率については商法第 514 条の商事法定利率年 6 分が適用になる。

(契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第 30 条の 3 包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせん関係受領契約であつて第 2

条第3項第1号に規定する包括信用購入あつせんに係るものが解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

(契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第35条の3の18 個別信用購入あつせん業者は、個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合（第35条の3の10第1項本文、第35条の3の11第1項、第2項若しくは第3項本文又は第35条の3の12第1項本文の規定により解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

特定商取引法（昭和51年法律第57号）

(訪問販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第10条 販売業者又は役務提供事業者は、第5条第1項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

- 一 当該商品又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
- 二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額
- 三 当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額
- 四 当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

(電話勧誘販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第25条 販売業者又は役務提供事業者は、第19条第1項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

- 一 当該商品又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
- 二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額
- 三 当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額
- 四 当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

第40条の2

3 連鎖販売業を行う者は、第1項の規定により連鎖販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、契約の締結及び履行のために通常要する費用

の額（次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該額に当該各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額を加算した額）にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を連鎖販売加入者に対して請求することができない。

- 一 当該連鎖販売契約の解除が当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る商品の引渡し後である場合 次の額を合算した額
 - イ 引渡しが行われた当該商品（当該連鎖販売契約に基づき販売が行われたものに限り、前項の規定により当該商品に係る商品販売契約が解除されたものを除く。）の販売価格に相当する額
 - ロ 提供された特定利益その他の金品（前項の規定により解除された商品販売契約に係る商品に係るものに限る。）に相当する額
 - 二 当該連鎖販売契約の解除が当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る役務の提供開始後である場合 提供された当該役務（当該連鎖販売契約に基づき提供されたものに限る。）の対価に相当する額
- 4 連鎖販売業に係る商品の販売を行つた者は、第2項の規定により商品販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を当該連鎖販売加入者に対して請求することができない。
- 一 当該商品が返還された場合又は当該商品販売契約の解除が当該商品の引渡し前である場合 当該商品の販売価格の10分の1に相当する額
 - 二 当該商品が返還されない場合 当該商品の販売価格に相当する額

第49条

- 2 役務提供事業者は、前項の規定により特定継続的役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける者に対して請求することができない。
- 一 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始後である場合 次の額を合算した額
 - イ 提供された特定継続的役務の対価に相当する額
 - ロ 当該特定継続的役務提供契約の解除によつて通常生ずる損害の額として第41条第2項の政令で定める役務ごとに政令で定める額
 - 二 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として第41条第2項の政令で定める役務ごとに政令で定める額
- 4 販売業者は、前項の規定により特定権利販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に対して請求することができない。
- 一 当該権利が返還された場合 当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の販売価格に相当する額から当該権利の返還されたときにおける価額を控除した額が当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
 - 二 当該権利が返還されない場合 当該権利の販売価格に相当する額
 - 三 当該契約の解除が当該権利の移転前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額
- 6 関連商品の販売を行つた者は、前項の規定により関連商品販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務提供受領者等に対して請求することができない。
- 一 当該関連商品が返還された場合 当該関連商品の通常の使用料に相当する額（当該関連商

品の販売価格に相当する額から当該関連商品の返還されたときにおける価額を控除した額が通常の使用料に相当する額を超えるときは、その額)

二 当該関連商品が返還されない場合 当該関連商品の販売価格に相当する額

三 当該契約の解除が当該関連商品の引渡し前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

7 前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。

(業務提供誘引販売契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第 58 条の 3 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の締結をした場合において、その業務提供誘引販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払をその相手方に対して請求することができない。

一 当該商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。以下この項において同じ。）又は当該権利が返還された場合当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還されたときにおける価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）

二 当該商品又は当該権利が返還されない場合当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額

三 当該業務提供誘引販売契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合提供された当該役務の対価に相当する額

四 当該業務提供誘引販売契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

(訪問購入における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第 58 条の 16 購入業者は、第 58 条の 8 第 1 項各号のいずれかに該当する売買契約の締結をした場合において、その売買契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払をその売買契約の相手方に対して請求することができない。

一 当該売買契約の解除が当該売買契約についての代金の支払後である場合当該代金に相当する額及びその利息

二 当該売買契約の解除が当該売買契約についての代金の支払前である場合契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

積立式宅地建物販売業法（昭和 46 年法律第 111 号）

(契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限)

第 35 条 積立式宅地建物販売業者は、目的物である宅地又は建物並びにその代金の額及び引渡しの時期の確定前に積立式宅地建物販売の契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、契約の締結及び履行のために通常要する費用（当該契約の締結に関し歩合等の名義で支払われる報酬を含む。）の額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額をこえる額の金銭の支払をその相手方に対して請求することができない。